

# 高齢者 行き場どこに

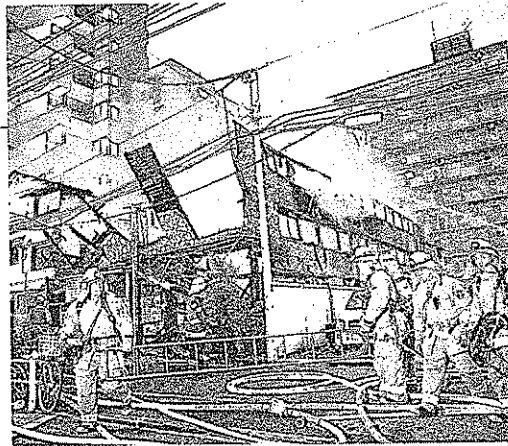
川崎市の簡易宿泊所（簡宿）2棟が全焼して10人が犠牲となった火災は、一時的な宿泊先であるはずの場で、生活保護を受ける高齢者らが長年暮らしている現状を浮き彫りにしました。「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する生活保護。住まいのセーフティネットはいま、どうなっているのでしょうか。

## 公営住宅 生活保護受給者にも狭き門

### 川崎の簡易宿泊所火災 10人死亡

生活保護を受ける世帯数は、今年2月時点で161万8885世帯。この30年間で2倍以上に増えた。高齢者世帯の増加が目立ち、全体の半数近くを占める。

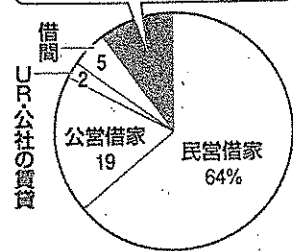
受給者の家賃は「住宅扶助」として支給される。地域や家族の人数ごとに上限となる基準額が決まっている。大阪市で暮らす単身者なら基準額は4万2千円だ。基準額内で払える家賃のアパートなど



全焼した川崎市の簡易宿泊所＝5月17日（車のナンバーをモザイク処理しています）

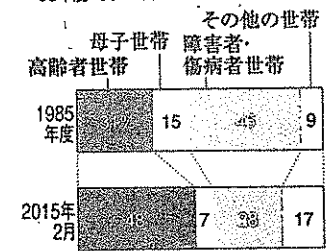
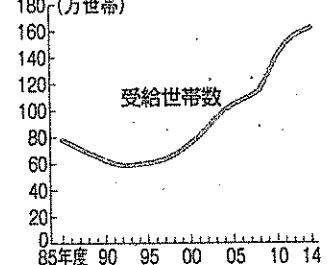
#### 生活保護受給者の住まいの状況

無料低額宿泊所	1%
簡易宿泊所など	1%
高齢者向け住宅、ホームレス対象施設、依存症対象施設など	2%
有料老人ホーム、認知症・障害者グループホームなど	5%
その他	1%



厚労省調べ。持ち家や入院などを除く。2014年8月時点。数字は世帯割合

高齢の受給者が増えている  
14年度は15年2月分



の、簡宿での受給を認めていない。居住環境でも課題は残る。健康で文化的な住生活営むのに必要不可欠な面積として、政府は最低居住面積水準を決めている。単身の

### 入居拒否 ■ 足りぬ介護施設

「受給者が10件、20件の物件をあたっても、契約できないことは珍しくない」。東京23区で20年以上、ケースワーカーをしてきた男性(60)は実情をこう話す。一人暮らしの高齢者の場合、ハードルはさらに高くなる。孤立死して「事故物件」になることを業者が恐れるからだという。「障害者や高齢者で特に単身世帯であることによる入居拒否の実態が一部に見受けられる」。住宅扶助見直しを検討した厚労省審議会が今年1月にまとめた報告書も、そう指摘した。

2009年、群馬県の無届け高齢者施設「静養ホームたまゆら」で入居者10人が亡くなる火災が発生した。この火災も、犠牲者の大半が東京都内の生活保護受給者だった。身寄りが無い高齢受給者が、都外の施設に送られている実態が問題となった。首都大学東京の岡部卓教授（社会福祉学）は、惨事の背景に「構造的な問題がある」と指摘する。「ケアが必要になってアパートに住めなくなった高齢受給者などは本来、介護施設を利用できるように

者では25平方メートル。厚労省調査によると、これを満たす住居割合は、一般世帯が76%に対し、受給世帯（民間借家）は46%にとどまった。受給者のいる簡宿などは床面積が平均6平方メートル、狭さが目立った。こうしたなか政府は7月から住宅扶助の基準額を全体では引き下げ、約4年間で約190億円の国費を削減する方針だ。引き下げ後の住宅扶助額で、今の家賃がまかなえなくなる受給世帯は、約44万世帯に達すると見込まれている。一部の受給者が今後、引っ越しなどを迫られる可能性もある。生存権侵害であるとして日本弁護士連合会が引き下げ撤回を求めるなど、批判も強い。

(中村隆三郎、久永隆二)

6/2 朝日